

中国事業におけるビジネスモデルの再構築 ～貿易モデルと保税区域の活用方法～

講師：Mizuno Consultancy Holdings Ltd.代表 水野真澄

目 次

I. 中国の貿易モデル

1. 貿易権の概念

- ① 製造業と貿易業の貿易権の違い
- ② 貿易権開放のステップ
- ③ 外資商業企業の設立と貿易権

2. 貿易モデル

- ① 通関と決済の関係
- ② 前受け・前払い・ユーザンス取引の可否
- ③ 輸出取引と増値税還付
- ④ 中国企業の三国間取引
- ⑤ 日本企業の中国内取引関与
- ⑥ 日本企業のコミッションビジネス
- ⑦ アセアンとの FTA の活用

II. 加工貿易制度

1. 加工貿易の概念

- ① 来料加工と進料加工
- ② 転廠と外注加工
- ③ 加工貿易貨物の国内販売
- ④ 今後の加工貿易政策

III. 保税区域を活用したビジネスモデル

1. 保税開発区の特徴と機能

2. 保税区を活用した貿易取引（非居住者在庫、保税区域遊、保税区域内取引）

- ① 非居住者在庫
- ② 保税区域遊
- ③ 保税展示機能
- ④ 非居住者の保税区域活用に関する税務上の注意点

参考資料

- I. 輸出入管理制度
- II. 関税制度
- III. 工場設立に際しての設備輸入手続
- IV. 中古設備輸入許可
- V. 貨物代金決済管理強化に際しての計数指標
- VI. 商事登記制度改革

I. 中国の貿易モデル

1. 貿易権の概念

以前中国では、貿易（対外貿易）を行う権限を、特定の企業に集中していたが、2004年に対外貿易法が改定され（許可制から届け出制への変更）、貿易権の開放が実現した。

現在では、適切な営業許可（製造・卸売・小売り等）を所有している企業が、所定の許可を行えば、貿易権は取得できる。

① 製造業と貿易業の貿易権の違い

生産型企业（製造業）と商業企業（卸売・小売り業）では、貿易権の種類が異なる。

● 生産型企业の貿易権（自営輸出入権）

生産型企业が、自社で使用する部材を輸入、自社で製造した製品を輸出する権限。
外資生産型企业に対しては、貿易権以前より、自営輸出入権が付与されていた。

● 商業企業の貿易権（外貿流通經營権）

卸売・小売り流通権を持った企業が、他社製品を輸出・輸入する権限。

対外貿易法改正前は、外貿流通經營権は、特定の中国企業に対してのみ発給されていた
（外資企業の外貿流通經營資格取得は、原則不可であった）。

2004年の貿易権開放後、商業企業を設立すれば、登記手続きのみで外貿流通經營権を取得できる様になった。

② 貿易権開放のステップ

貿易権の開放は、WTO加盟時（2001年）に公約された。

公約は、WTO加盟後3年以内に、以下の通りの段階的な開放を実現する事であった。

1) 外資企業

1年以内：外資マイナー出資の会社に対して開放

2年以内：外資メジャー出資の会社に対して開放

3年以内：独資企業に対して開放

2) 内資企業

1年以内：資本金500万元以上の会社に対して開放

2年以内：資本金300万元以上の会社に対して開放

3年以内：資本金100万元以上の会社に対して開放

これを踏まえ、2004年7月に対外貿易法が改定され、貿易権開放が実現した。

⇒ 税関管理上は、資本金500万元以上の企業に限定して貿易行為を認めている。

③ 外資商業企業の設立と貿易権

1) 外資商業企業（販売・貿易会社）の設立

過去には、外貿流通経営権（商業企業の貿易権）だけでなく、国内流通権も外資に対して制限されていたが、2004年に、「外商投資商業領域管理弁法（商務部令[2004]第8号）」が公布され、外資商業企業設立が可能となった。

商務部令[2004]第8号では、以下の通り、外資商業企業の設立条件を定めており、殆ど規制が無い状況。

・出資者と出資比率

特段の制限無し（外資100%形態の設立可能）

⇒ 小売りの場合は、経営商品に薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、製品油、穀物、植物油、砂糖、綿花などの商品が含まれ、店舗数が30以上場合、外国出資が49%以内に制限される。

・営業範囲

コミッション代理、卸売、小売、輸出入、フランチャイズ経営（フランチャイズ経営は、フランチャイズ管理弁法に基づく申請が必要）。

・最低資本金

通常の外資企業と同様。

総投資と資本金の比率により決定。

・認可機関

商務主管部門。

但し、無店舗方式による販売、及び、音楽製品・図書・新聞・雑誌を取扱う場合は、国家認可（商務部）を要する（商資函[2008]51号）。

⇒ 「外商投資インターネット、自動販売機方式による販売項目審査管理に関する問題の通知（商資字[2010]272号）」により、インターネット販売・自動販売機形式の販売の認可権が、省級商務主管部門に付与された。

2) 商業企業の貿易権取得

商業企業設立後、所在地の対外貿易経済部門に、「申請書、営業許可証副本、組織機構番号証明書副本、外商投資企業批准証書副本」を提出すれば、受理後5日以内に登録が完了する（商務部令2004年第14号）

登録完了後、30日以内に、「登記表」を所管の税関、検験検疫局、外貨管理局、税務局等に提出すれば、貿易権が取得できる。

尚、税関登記（自己通関登記）前に、通関士の雇用、若しくは、外部通関会社に委託等の

方法で、通関行為を行う体制が整備する必要がある。

3) 保税区貿易会社

商務部令[2004]第8号施行前（外資商業企業の設立が認められる前）に、全国15か所の保税区で、試験的に認められていた形態。

当時は、正式な国内流通権を持たないまま、国内流通を行う事が容認されていたため、変則的な運営形態となっていた。

但し、現時点では、保税区貿易会社でも、正規の国内流通権・貿易権が取得できるため（商貿字[2005]76号）、保税区に設立された場合でも、正規の国内流通権・貿易権を取得している企業が主流。

⇒ この場合は、保税区に所在する（会社登記が行われている）、通常の商業企業という位置付けになる。

但し、保税区は一般的に市街地より離れた場所にあるため、企業登記のみ保税区で行い、実際の営業を市街地で行っている場合が多い。

<保税区商業企業の無人オフィス>



商業企業を保税区に設立すると、非保税区の商業企業では対応が難しい、保税品の取り扱いが認められる。

2. 貿易モデル

① 通関と決済の関係

1) 単純貿易

日本企業と中国企業の貿易（輸出・輸入）取引。

中国企業は、貿易権を有する事が前提となる（貿易権が無い会社との取引する場合は、貿易会社を活用する必要がある）

● 通関名義人

中国で輸出入通関を行うのは、中国企業（貿易権を有する企業）となる。

日本企業は、中国で貿易権を取得する事はできないため、輸出入通関の名義人となる事はできない。

● 対中輸出（中国側の輸入）に関する課税

日本企業が対中輸出を行った場合、原則として中国での課税は受けない。

⇒ 関税・増値税・消費税は、輸入通関名義人が所管税関で納付する（輸入名義人となる中国企業が負担すべき税金）。

企業所得税は、事業所得（物品売買益）に付いては、PE 無ければ課税なしの原則（日中租税条約第 7 条）が適用される。

図 1

